

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜に当り、
が休息日、
たるとき、
の翌日)

目次

◇告 示 保険医等の登録(保険課)

土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)

国土調査の指定(二件)(〃)

保安林の指定(造林課)

◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第五百十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に
基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機
関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及
び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条

の規定により告示する。

平成三年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
川 西 千 佐 子	鳥齒第五八五号	平成三年五月二十九日
福 島 慶 子	鳥葉第七七九号	平成三年六月十三日

鳥取県告示第五百十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に
基づき、福部地区土地改良区の定款の変更を平成三年六月二十七日認可し
たので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定に基づ
き、米子市が行う地籍調査を国土調査として次のとおり指定したので、同

条第五項の規定により告示する。

平成三年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調査期間	調査面積 (平方キロメートル)
米子市	米子市夜見町の一部	平成五年三月三十一日まで	〇・七一

鳥取県告示第五百二十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定に基づき、気高町が行う地籍調査を国土調査として次のとおり指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成三年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調査期間	調査面積 (平方キロメートル)
気高町	気高郡気高町大字宝木の一部	平成五年三月三十一日まで	〇・四〇

鳥取県告示第五百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 保安林予定森林の所在場所
東伯郡羽合町大字宇野字西又二 一九六三の五、一九六三の二〇（次の図に示す部分に限る。）、一九六四の一、一九六五、字西峯一八九七の一、一八九七の四、一九〇二の一、一九〇七、一九一〇
 - 二 指定の目的
公衆の保健
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年七月二日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ダービー3A	京楽産業株式会社
"	トランプフェースA	"
"	ロータリーキングA	"
"	バスケットボール2A	"
"	ドラゴニアタック3A	"
"	ウルトラ7	太陽電子株式会社

アレンジボール遊技機	スクウェアジェット	株式会社藤商事
ぱちんこ遊技機	ミュージックボックス	"
"	チンセット	"
アレンジボール遊技機	アレンジング	"
ぱちんこ遊技機	ダーソニックⅢ	"
"	ルーキーゼルダ	株式会社ソフアイア
"	オーバークラック	"
"	マジック	"
"	ニューピンボールP-6	"
"	モトクロス	株式会社平和
"	ラリーミー	"